

広島県告示第二百六十二号

昭和五十五年四月一日に広島市との間に締結した道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十九条第一項の規定による協定の一部を、次のとおり変更した。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課、広島県西部建設事務所東広島支所及び広島市道路交通局道路管理課において、平成二十八年四月十四日までの間、縦覧に供する。
平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 協定に係る道路等

道路の種類 及び路線名	区 間 （ 橋 梁 名 ）	備 考
県道東広島白木線	観音橋（左）、観音橋（右）	

二 変更の主な内容

平成十四年六月六日付けで告示の橋梁名を前記の名称に変更し、その維持管理は広島県が行う。